

法人会からのお知らせ

上野法人会のホームページは情報満載です。

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

「税」に関するご相談に応じます！
無料
 伊介裕美税理士による
 法人・所得・相続・贈与・譲渡…
決算申告・確定申告の個別相談

【時間】午前9時～12時(30分単位でのご予約になります)
 【会場】朝日信用金庫西町ビル5階(事務局内)

開催日 電話にて予約受付
 (当日も空いている場合にはお受けします)

| <平成29年1月> | <3月> |
|-----------|----------|
| 1月31日(火) | 3月7日(火) |
| | 3月16日(木) |
| <2月> | 3月21日(火) |
| 2月7日(火) | 3月27日(月) |
| 2月14日(火) | |
| 2月21日(火) | |
| 2月28日(火) | |

お問合せ・お申込は
 公益社団法人上野法人会
TEL 5818-1151

【決算法人説明会】

〈会場〉朝日信用金庫西町ビル7階>

2月9日(木)
 ※3月22日(水)
 ※3月23日(木)

【新設法人説明会】

〈会場〉朝日信用金庫西町ビル4階>

1月24日(火)
 3月21日(火)

〈開催時間〉(決算・新設とも)
10:00～12:00

※3月の決算法人説明会は、
 午前(10:00～12:00)・午後(14:00～16:00)
 の1日2回、計4回開催予定です。

研修会 源泉部会研修会「退職所得の源泉徴収事務」

平成29年2月17日(金) 13:30～15:30

講師：東京上野税務署 平部 祐子源泉担当上席国税調査官

会場：朝日信用金庫西町ビル7階 お問合せは、公益社団法人上野法人会まで

管理セミナー

どなたでもご参加いただけます。

最新の改正点も踏まえた

非正規社員の雇用管理

今までと同じ労務管理で大丈夫!? 大きなトラブルを招く前に再チェック!

まだ間に合います!
 お申込みをお待ちしています!

【日時】平成29年2月16日(木) 13:30～16:30

【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

【受講料】会員1,000円 非会員2,000円(税込)(当日受付にて承ります)

【講師】メンタルサポートろうむ代表
 社会保険労務士/産業カウンセラー
 女性活躍推進アドバイザー

李 怜香氏

前回のチラシまたは上野法人会HPをご覧ください。

お申込みをお待ちしています! <http://www.uenohoujin.or.jp/>

小冊子プレゼント

ご希望の方はお電話で!
TEL 5818-1151

平成28年度版
 源泉所得税
 実務のポイント



平成28年度版
 会社取引をめぐる
 税務Q&A



台東都税事務所からのお知らせ

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

| | |
|------|---|
| 対象者 | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。 |
| 対象設備 | 次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500k1以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したものの*指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。 *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム) |
| 減免額 | 設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可 |
| 対象期間 | (法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 |
| 減免手続 | 減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。 |

◆詳しくは主税局ホームページ内「(東京版)環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税 検索 詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

お問い合わせ先

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税
 - ・主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091